藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第603号

2013年(平成25年)11月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に 関することに係る個人情報を目的外に提供することについて (答申)

2013年(平成25年)10月28日付けで諮問(第603号)された生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。 以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢税務署長より,国税徴収法第146条の2に基づき国税等の滞納処分のため,生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。国税徴収法第146条の2の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず,実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため,藤沢税務署長に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて,藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

- (2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて
 - ア 目的外に提供する個人情報 住所・ふりがな・氏名・生年月日・生活保護者としての該当の有
 - イ 目的外に提供する相手方 藤沢税務署長
 - ウ目的外提供の根拠規定

国税徴収法第146条の2

- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
 - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、国税徴収法第146条の2に基づくものである。

国税徴収法第146条の2は「徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した藤沢税務署長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、調査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について藤沢税務署長に問い合わせたところ,「申告所得税の未納分があるため,生活保護の受給の有無を確認し,受給者であれば執行停止の処理を行いたい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による 保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し 難いものである。

よって,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果,本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため本人通知を行うこととする。

(4) 提出書類

ア照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおりの判断をするものである。

本件照会は,正当な請求権を有した藤沢税務署長によって行われるものであり,本件照会の具体的必要性については,「申告所得税の未納分があるため,生活保護の受給の有無を確認し,受給者であれば執行停止の処理を行いたい。」とのことであった。

また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関

する事務に係る個人情報で、本件事案の調査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると,目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上